

経 済 産 業 省

20180724貿局第2号
輸出注意事項30第17号
経済産業省貿易経済協力局

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成30年7月31日

経済産業省貿易経済協力局長 石川 正樹

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部改正について

「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成27年11月11日付け輸出注意事項27第26号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この通達は、平成30年8月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 改正規定中インドに係る部分 平成30年9月16日
- 二 改正規定中パラグアイに係る部分 平成30年9月24日

「水銀に関する水俣条約の締約国について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「水銀に関する水俣条約の締約国について」（平成２７年１１月１１日付け輸出注意事項２７第２６号）

改 正 後	現 行
特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成２９年７月２４日付け２０１７０７０３貿局第１号・輸出注意事項２９第１３号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。	特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（平成２９年７月２４日付け２０１７０７０３貿局第１号・輸出注意事項２９第１３号）において規定する水銀に関する水俣条約の締約国は、下記のとおりとなります。
記 アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、<u>アイスランド、インド</u>、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、<u>パラグアイ</u>、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア	記 アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、中華人民共和国、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チェコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア、ガイアナ、ホンジュラス、ハンガリー、インドネシア、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン、レソト、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マダガスカル、マリ、マルタ、モーリタニア、モーリシャス、メキシコ、モルドバ、モナコ、モンゴル、ナミビア、オランダ、ニカラグア、ニジェール、ナイジェリア、ノルウェー、パラオ、パナマ、ペルー、ルーマニア、ルワンダ、セントクリストファー・ネーヴィス、サモア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、スリランカ、スワジランド、スウェーデン、スイス、シリア、タイ、トーゴ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、ベトナム、ザンビア